

平成16年2月期 第三級陸上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法

規

〔1〕 免許人が無線設備の設置場所を変更しようとするときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. あらかじめ指示を受ける。
2. あらかじめ許可を受ける。
3. 直ちにその旨を報告する。
4. 直ちにその旨を届け出る。

〔4〕 無線従事者が免許証を失って再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を返納しなければならないか、次のうちから選べ。

- | | |
|--------|--------|
| 1. 30日 | 2. 14日 |
| 3. 10日 | 4. 7日 |

〔2〕 再免許を受けた陸上移動局の免許の有効期間は、次のどれか。

1. 5年
2. 4年
3. 3年
4. 無期限

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる電波の周波数の範囲は、次のどれか。

1. 1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまで
2. 4,000キロヘルツを超え25,010キロヘルツ未満
3. 25,010キロヘルツから960メガヘルツまで
4. 960メガヘルツを超え1,215メガヘルツ未満

〔3〕 電波法に規定する電波の質は、次のどれか。

1. 空中線電力の偏差
2. 変調度
3. 電波の型式
4. 周波数の幅

〔6〕 無線従事者がその免許を取り消された場合、無線従事者の免許が与えられないことがあるのは、取消しの日からどれほどの期間か、正しいものを次のうちから選べ。

1. 6か月
2. 1年
3. 1年6か月
4. 2年

法

〔7〕 次の文は、電波法に規定する「なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合」について記述したものであるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線設備の機器の 又は調整を行うために運用するとき。」

1. 開 発
2. 研 究
3. 調 査
4. 試 験

〔8〕 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要がある場合において、無線局に電波の発射を命じて行う検査では、何を検査するか、次のうちから選べ。

1. 無線従事者の無線設備の操作の技能
2. 発射する電波の質又は空中線電力
3. 電波の伝搬状況
4. 他の無線局に与える混信の程度

〔9〕 免許人が総務大臣から無線局の運用許容時間、周波数又は空中線電力の制限を受けることがある場合は、次のどれか。

1. 電波法に基づく命令に違反したとき。
2. 無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
3. 不正な手段により周波数の指定の変更を行わせたとき。
4. 不正な手段により無線設備の設置場所の変更の許可を受けたとき。

規

〔10〕 無線従事者が電波法の規定に違反したとき、総務大臣から受けることがある処分は、次のどれか。

1. 無線設備の操作範囲の制限
2. 3か月以内の業務の従事停止
3. 6か月間の業務の従事停止
4. 1年間の無線局の運用停止

〔11〕 基地局の免許状は、掲示を困難とする場合を除き、次のどの箇所に掲げておかなければならないか。

1. 無線局の適当な箇所
2. 通信室内の見やすい箇所
3. 受信装置のある場所の見やすい箇所
4. 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所

〔12〕 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定により、どのような手続をとらなければならないか、次のうちから選べ。

1. 遅滞なくその旨を届け出る。
2. 2週間以内にその旨を届け出る。
3. 1か月以内にその旨を報告する。
4. 3か月以内にその旨を報告する。